



きたほうりつ

2012年
第31号
新春

発行 東京北法律事務所 114-0022 東京都北区王子本町 1-18-1 北法ビル 電話03-3907-2105 (代表) FAX 03-3907-2183
<http://kitahou.bengo-shi.com/>

弁護士 鳥生 忠佑 弁護士 坂田 洋介 弁護士 金井 知明 弁護士 長谷川 弥生 事務局一同



あけましておめでとうございます

自然が織りなす
日本のふるさと
写真家堀田季知史氏
の作品より

昨年は災害つづきの日本でしたが、今日大震災と原発災害の復旧・復興で、憲法の生存権にもとづく要求と活動が大きく広がっています。これは、憲法九条を守るこれまでの運動の発展が基礎をなしていると考えられます。

しかし、今後の重要な問題の解決は、交渉の段階から裁判の段階へと向かっていきます。このとき、日本の司法、すなわち裁判官と裁判制度はこれまでの態度を改め、憲法にもとづく裁判の実現に努力する態度を示せるでしょうか。

そのことは、改めての原発裁判だけでなく、これまでの日の丸・君が代強制的裁判など国政にかかわる重要問題の裁判からも心配されています。理由は、日本の裁判官が養成段階から一貫して「司法官僚制」のもとで囲い込まれており、上（最高裁）を向いて判決することが日常となっているからです。

その改革には、判・検事を10年経た弁護士から任命する、憲法に即した「法曹一元制度」の実現が必要です。今年は、それを広めていきたいと考えます。

皆さんのさらなるご多幸とご健勝を祈ります。

2012年 元旦

東京北法律事務所 一同

御案内
業務時間 9:30～6:00
(土・日・祝日は休み)



原発特集

- 原発ゼロを達成しよう！ いま憲法の観点をもって国民の要求を強めよう！ 2
- 東京湾に浮かぶ原子炉が危ない 4
- 原発の設置、再稼働、そして原子力艦船の寄港には、「住民投票による承認が必要」との制度を確立しよう！ 5
- これでよいのか 判決による「国旗・国歌強制」の是認 6
- 2011 北法律九条の会 活動日誌 8

達成しよう！ 国民の要求を強めよう！

1 原発災害は生命、身体、財産を侵害する人権侵害

福島第一原発は、昨年三月二日に発生した東日本大震災の地震と津波により壊滅的な災害を起こし、天文学的な量の放射能（昨年八月時点での政府試算…広島原爆の一六八発分）を全国に飛散させました。

これは人災であり、被曝された方々の生命・身体に対する影響は一生残り、たとえば本来発症しなかったガンなどが発症する確率があります。この点、様々な学者が意見を述べていますが、広島・長崎の原爆の影響でさえ、未だ全てが明らかに成っていないことを知って下さい。少なくとも「〇〇ミリシーベルトまでは影響はない」という断定的意見には科学的・医学的根拠はありません。

また、この放射能により、福島県を中心に、不動産や会社の営業権などの財産権が侵害され続けています。

これらの侵害は、憲法上の基本的人権である幸福追求権・生存権（一三条・二五条）、財産権（二九条）などへの侵害となります。

もっとも、憲法は「国」に対して護らせるルールであり（立憲主義）、今回の災害は直接的には企業の東京電力によりもたらされたものです。しかし、その原発そのものはアメリカが日本に売りつけたものですし、いわゆる電源三法などによる国による財政的支援や

後述のように政府に原発建設許可にあたって広範な裁量を認める法律の存在により、原発の建設が国によって強く推進されてきたのです。

そのため、今回の災害による人権侵害はまさに「国」による憲法侵害と言えるのです。

2 原発許可基準自体が人権侵害

これまで、全国で原発の設置許可処分を取り消しを求める訴訟が起こされてきました。しかし、未だ最高裁で住民側が勝訴したものはありません。

その原因の一つとして重大なものが、法律上の許可基準の定め方にあります。

原発設置の許可基準は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定められており、具体的に問題となる基準は次のとおりです（二四条一項）。

三 その者に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質…、核燃料物質によつて汚染された物…又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること

しかも、この基準を判断するにあたって、「原子力安全委員会」の意見を聴かなければならない」とされ（二四条二項）、その意見を尊重することが求められています。

このような基準を讀んでどう思いますか。今回の災害との関連で言えば、四号の「災害の防止上支障がないもの」という極めて抽象的、包括的な記載しかないのです。そのため、許可を判断する政府に広範な裁量を認める解釈に裁判所がたつてしまっているのです。

しかし、今回の災害で明らかになったとおり、原発の設置と稼働は、国民に対する重大な人権侵害となります。このような広範な裁量を認める条項もまた違憲な条項として許されません。

そこで、この憲法違反の観点から訴えを行うべきと考えます。つまり、この原発設置の許可基準は違憲の基準として無効であり、こ



毎時 70 マイクロシーベルトを超える値を示した



原発
特集

原発ゼロを

いま憲法の観点をもって

の基準のもとで許可された全ての原発はその設置の根拠を失います。そして、改めて許可の妥当性を判断するべきです。

そして、原発が全国民レベルの直接的な人権侵害の問題である以上、たとえば、現規制法の「原子力安全委員会の意見を聴かなければならない」との政府内部のみの判断を改め、「国民投票による承認を得なければならぬ」とするべきです。

3

原発ゼロと 自然エネルギーの普及

原発をゼロにすること、自然エネルギーを普及させることは車の両輪と考えるべきです。

憲法は、個人が幸福追求する権利（二三条）や、人間らしく生存する権利（二五条）を定めています。そして、これらの権利のためには、環境破壊を予防し、排除して、良好な環境のもとで生活できなければなりません。

そのため、原発ゼロ後のエネルギー政策としては、より環境負荷の少ない「自然エネルギー」を中心に考えなければなりません。そして、エネルギーの世界的現状からしても、再生可能エネルギーの推進が重要です。

「九・一九さよなら原発 五万人集会」に六万人もの国民が参加したことからも分かるように、多くの国民は「原発はいらない、ゼロにしたい」と感じています。もはや原発の

新設は不可能な状況にあり、かつ再稼働に向けても国民、住民の目は厳しいものとなっています。

つまり、国民の運動により原発が再稼働しないで廃炉に向かう場合はもちろん、万が一再稼働したとしても、あと一〇年、二〇年といった期間で原発の耐用年数は過ぎ、多くが廃炉に向かうこととなります。

長くても二〇年程度しか保たない原発にしがみつき、これまでのエネルギー政策を維持することは愚の骨頂です。

そして、福島第一原発災害後、世界的に自然エネルギーが経済における重要な位置を占めつつあります。そして、たとえば、風力発電の機械は、その部品数が自動車に匹敵し、精密機械の集合体ですから、労働者や部品会社にとって重要な産業となりえます。

4

自然エネルギー普及の 法的問題点

昨年八月、いわゆる自然エネルギー特措法が成立しました。これは、太陽光発電や風力発電など自然エネルギーによる電力を、電力会社に国が定めた期間・固定価格で買い取るよう義務づけるもので、発電事業者の新規投資を促すのがねらいとされています。

しかし、問題点もあります。たとえば、「電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」には、電力会社は接続を拒否

できるとの例外条項も含まれています。「支障が生ずるおそれ」とは具体的に何を指すのかは不明で、電力会社の裁量で接続が制約される可能性があります。

また、そもそも日本の送電網は、各電力会社が地域的に独占し、発電事業者はその電力会社の送電網に接続しなければならぬことも自然エネルギー普及の妨げとなっていました。つまり、電力会社の判断により電力の買取りや接続を拒否されるおそれがあるため、発電事業者の新規参入を阻んできたのです（これは、自然エネルギー特措法でも同様です）。

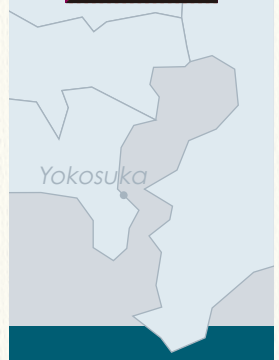
本来東京電力は、今回の広範な損害賠償義務により債務超過の状況、つまり到底支払えない破産状態にあるのです。そのため、本来はその中心的財産である発電と送電を分離して、それぞれ売却し、損害賠償金に充当しなければならないはずですが、東電から送電を分離することができれば、自然エネルギーが推進される可能性が高まると言えます。

5

原発ゼロと自然エネルギーの 推進のための運動を 進めましょう。

このように憲法の人権侵害を是正し、より憲法の理念を実現するため、「原発ゼロ」と「自然エネルギーの推進」を目指す運動を大いにすすめていきましょう。

東京湾に浮かぶ原子炉が危ない



東京湾に原子炉？

福島第一原発の人災を受け、政府は原発再稼働の条件としてストレステストを行うこととしました。このストレステストに様々な問題点があることが指摘されていますが、東京湾にはストレステストの対象にすらなっていない原子炉があることをご存じでしょうか。



原子力空母「ジョージワシントン」米海軍公式写真

米海軍横須賀基地を母港とする原子力空母「ジョージワシントン」や原子力潜水艦には原子炉が搭載されています。そしてこの空母の原子炉の出力は、福島第一原発一号機より大きく、原発事故と同様の問題が心配されています。

災害の危険性

原子力空母は、停泊中に原子炉の運転を停止します。運転を停止しても、核燃料が崩壊熱を出し続けるため冷却が必要となります。冷却のための施設が地上に作られています。地震や津波などの影響で施設が破壊されれば、冷却ができなくなり原子炉が福島第一原発と同じような災害を起こす可能性が懸念されています。しかし、原子力空母や原子力潜水艦に搭載された原子炉は、原子炉等規制法に基づく安全審査の対象とされておらず、日本政府が安全性を確認することはできません。

地震調査委員会は、昨年の七月に「東

日本大震災の影響によって、三浦半島断層群での地震発生確率が高まった可能性がある」と発表しました。「ジョージワシントン」の母港からわずか五〇キロの場所を震源とする大地震が起る可能性が指摘されているのです。災害発生の危険がまさに迫っているのです。

安全性を確認できない原子力空母が存在する不合理性

政府は、浜岡原発について、活断層の上に立地されていることなどから危険性があるとして、運転を停止させました。原子力空母や他の原子力潜水艦にも同様に災害の危険があります。市街地に隣接する横須賀基地を原子力空母の母港とし、又は原子力潜水艦を入港させることは許されません。

そもそも国が策定した原子炉設置指針によれば、横須賀のような人口密集地域に原子炉を設置することはできま

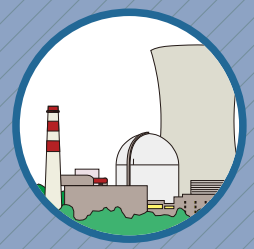
せん。国の指針からすれば、設置ができないような場所に、安全性の確認や検査すらできない原子炉が存在することは異常なことです。日米地位協定による不合理な住民への負担がここでも生じているのです。

住民の同意のない原子炉の設置は許されない

今、横須賀では、原子力空母母港化の是非を問う住民投票を行うための活動が行われています。新潟県の巻町など三自治体では、住民投票を行い反対が多数を占めたため、町長が原子力発電所設置計画への「不同意」を表明し、結果として、電力会社に原発設置計画を撤回させました。災害が起きた場合に被害を被るのは住民です。住民の意思を無視して原子炉を一方的に設置することは許されません。横須賀市における「住民投票」を実現させましょう。

原発特集

原発の設置、再稼働、そして原子力艦船の寄港には、「住民投票による承認が必要」との制度を確立しよう！



明治公園集会六万人の参加

一 二〇一一年九月一九日、明治公園で「さよなら原発 五万人集会」が開かれました。

この集会は、五万人の集会を呼びかけたところ、これに賛同した市民が六万人も集まり、異例の大反響を呼びました。日本の原発反対運動で、これだけ多くの人々が集まったのは初めてのことです。北法律の所員も参加しました。

この集会在掲げた呼びかけは、あまいまいな「脱原発」ではなく、さよなら原発（原発ゼロ）でした。「脱」原発の持つあまいまいさも乗り越えましょう。

二 まだまだ市民の意見は政治には反映されず、政府は現在定期点検中で停止している原子炉について、安全性が確認できれば再稼働を認める姿勢です。さらに、新興国への原発の輸出も進めています（これでは脱原

発でもない）。

原発は市民の生存権を脅かすものです。私たちは、憲法二三条・第二五条に基づいて立ち上がり、断固として現在の原発政策を転換させなければなりません。これまでに行われた原発に関する住民投票（新潟県巻町、同県刈羽村及び三重県海山町）ではいずれも反対派が勝利しています。市民の意見を政治に反映させていくことが大切です。

北法律での放射線測定とその結果

一 原発災害以後、文部科学省は全国各地にモニタリングポストを設け、大気中の放射線量の値を公表してきました。

しかし、当初、東京・新宿では地上八メートルの地点の計測しかされず、地表近くの値よりも低くなるため、地表近くで生活する私たちにとっては役に立ちませんでした（現在は

地表一メートルの地点も観測して公表中）。

二 そこで、北法律では、放射線量の簡易携帯型測定器（RADEX RD-1503）を購入し、二〇一一年六月一五日から、毎日、北法ビル前（北区役所前）で、地上二メートルの高さでの大気中の放射線量を測定し、北法律のホームページで測定結果を公表してきます。

測定の結果は、文部科学省公表の数値よりも日々高く、大気汚染を監視



していくうえで限界の数値（毎時〇・二五シーベルト以下）に近い数値を計測しています。まだまだ危険で要注意の状態が続いているのです。詳しくは、北法律のホームページをご覧ください。

北法律では、北区のみなさんに、当事務所の簡易携帯型測定器を無料で貸出しています。

一 側溝や砂場など、放射性物質のたまり易いところは、放射線量は非常に高くなっています。日常よく利用する場所を自身で測定し確認してみたいという方は、お申し出ください。

二 実際に自分で計測してみると、放射線量の高さを実感し、今回の原発災害がいかに重大なものであるのかを痛感します。貸出時間は、午前二時から午後五時までです。北法律まで（北法ビル四階）、事前にご連絡ください。

これでよいのか 判決による「国旗・国歌強制」の是認

国旗・国歌の強制を合憲とした 最高裁

最高裁判所は、昨年の五月から七月にかけて、教職員に対し職務命令により国歌斉唱時に起立斉唱を強制するところが、憲法一九条が保障する思想・良心の自由を侵害しないとの判決を下しました。

国旗・国歌の強制が憲法に違反しないとする理由は、①儀礼的な所作として起立斉唱を求めるものであること、②秩序の確保と式典の円滑な進行を図る必要性の二つです。しかし、これらの理由は、国歌斉唱を強制する職務命令を合憲とする根拠にはなり得ません。

国旗・国歌の強制は許されるのか

国旗・国歌はただの旗や歌ではありません。

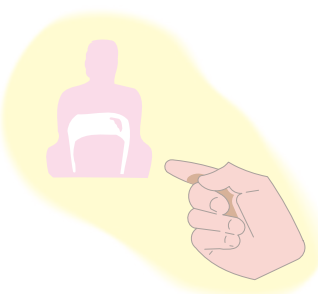
国はシンボルです。国旗・国歌とどう向き合うかという問題は、個人が国家をどのように考えるかという問題にかかわります。これは人の生き方そのものに関わることであり、個人が自らの意思によって決めるべき問題です。これは民主主義国家における根本的な原則であり、国歌を起立斉唱するかについて、個人の意思は尊重されなければなりません。

国旗・国歌は、しばしば個人を国民として国家のもとに統制するために使われ、利用されてきました。このような国の国民に生じた悲劇は今日に至るまで数多くの歴史が物語るとおりです。このような国旗・国歌の機能、関係を考えれば、儀礼や式典の円滑な進行といった理由で、国旗・国歌を強制することは許されません。また、生徒たちへの影響を考えれば、特に教育の場

ではあつてはならないことです。

役割を果たせない日本の裁判所

本来であれば、このような時こそ、憲法上違憲審査権を与えられた裁判所が、権力に歯止めをかける役割を果たさなければならぬのですが、憲法が最も大事な価値とする「個人の尊重」、民主主義の根幹に関わる場面で、全く機能しなかったのは、大きな問題です。この裁判所の機能不全は、日本の司法制度に司法官僚制度など根本的な問題



があることに起因しています。

現在の日本の裁判官には、市民的自由がなく、最高裁事務総局を頂点とする司法官僚に給与、昇進などの人事で管理され、統制されています。このため、日常生活の中での関心は、憲法や市民ではなく最高裁判所に向いており、その結果行政に有利で、違憲の判断に消極的に傾くという問題を生じさせています。今回の判決は、このような司法官僚制度を変えていかなければならない必要性を改めて感じさせるものでした。

今後の戦い

もともと二名の弁護士出身の最高裁判官は合憲の判断に反対の意見を述べ、五人の裁判官が強制することにについては一定の懸念を述べています。また、国歌斉唱時に起立・斉唱できなかつた者に対し懲戒処分をすることが少なくとも裁量権の濫用にあたるかという問題はまだ触れていません。今後、裁判所に憲法の理念を生かした判決をさせること、そのために司法制度を改正していくことが重要な課題となっています。

2012 あけましておめでとうございます

今年 は 原発 特別号 を 送ります

弁護士 鳥生 忠佑

私たちの生活は今なお、東電原発の日々の放射能排出と、その抜本収束の無さとで、心配で心を奪われています。そのうえもともと人災であるのに、東電まかせで、被災者への徹底した損害賠償の無さ、被災者個々の生活支援の無さなど、責任の基本問題の解決すら広範囲に積み残されたままです。今後は、原発ゼロ(さよなら原発)でいきましょう。ご健勝を祈ります。



子どもは国家の礎

弁護士 坂田 洋介

福島第一原発災害後、特に感じるのは「将来の国を支える子どもをまずもって守る」という観点で政府には全くないことです。「中・長期で日本という国をどうするか」という観点も政府にはありません。



お金がかかるのが、後からみて結果的に無駄であつたとしても、可能な限り「子どもを守る」ことが国の使命ではないでしょうか。 ※三年連続 私の子どもの写真です

原発ゼロの国へ

弁護士 金井 知明

情報を隠し多くの人を被曝させた国は、大地、水、食べ物が汚染され、多くの人が故郷に帰れなくなっているにもかかわらず、まだ原発は必要だといっています。想像力の乏しき、人への思いやりのなさにもほどがあります。子どものためにも早く「昔、原発というものがあつた」国にしていかなければなりません。



大災害後の新しい年

弁護士 長谷川 弥生

福島第一原発災害により生活はすっかり変わりました。不安はありますが、未来のある子どもたちのためにも前を向いて生きていかなければなりません。年年初にあたって、すべての子どもたちが、幸せに暮らし、個性に応じてその能力を最大限に開花させることができるように祈ります。今年、子どもの貧困問題に取り組みたいです。



主権者の意識を

事務局 岡田 幸代

大震災と原発事故を機に考えさせられることが多い毎日。電源立地地域対策交付金一一八〇億円。交付金をばら撒いて、地域住民を原発容認派と反対派に分断するのは許せない。米軍基地も同じ。基地周辺対策費は一七三九億円。米軍への思いやり予算は一八五八億円。まずは知ることが大切。今年もよろしくお祈りします。



辺野古にて

原発に依存しない社会を

事務局 竹澤 美弥子

三・一一その日、私も帰宅難民となった一人だ。息子が待つ家へ帰宅したのは深夜三時。小さな体を抱き締め、安堵したのは東の間だった。原子力災害によって喪失したものは計り知れない。その大きさを忘れたところに復興も希望もありえない。復興への課題は山積みだが、原発ゼロの国民感情は強い。



子どもに残せる日本の未来を。原発ゼロを目指したい。

2011年 北法律九条の会 活動日誌

東京北法律事務所九条の会

2011年2月10日新春セミナーと懇親会

講演 「いま、憲法からみて、日本の政治と経済に何が求められているか」
講師 一橋大学名誉教授 杉原泰雄氏

日本がアメリカ依存の軍拡政策、新自由主義政策をとった結果、社会保障と財政の危機を招いたこと、これに対する政策として、憲法9条を具体化し軍事支出の抜本的削減するとともに福祉国家を具体化する必要があること、民意を反映した政治を行うために、選挙制度の改正及び地方自治を充実させる必要があることが語られました。



第34回 (2011年5月27日)

講演 「東日本の地震と津波、そして原発の三つの大災害は、何にもとづき、どう解決すべきか
 ——輝け9条・生かそう憲法の立場から、声を大きく出していこう——」

講師 弁護士 鳥生忠佑氏
意見交換 「どうする、日本の抜本問題」

原発の根本的問題、原爆に反対しながら原発に賛成する矛盾、無限責任を主張しながら東電の責任の一部を国の負担とする制度の矛盾等が指摘され、その後参加者とともに活発な意見交換が行われました。



第35回 (2011年7月23日)

横須賀軍港めぐり・クルーザーによる横須賀軍港1周めぐり

講演 蒲谷俊郎氏 (神奈川県平和委員会常任理事・基地対策委員会責任者)
DVD上映 「原子力空母の危険性」

原子力空母について、福島第一原子力発電所と同様の危険があることを学ぶとともに、実際に原子力空母ジョージワシントンが配備されている市街地に隣接した横須賀軍港の調査と見学会を行いました。



第36回 (2011年10月7日)

講演 「原子力空母母港化を含め、『原発』はその是非を住民がみんなで決める運動を広げよう」

講師 呉東正彦氏 (弁護士・原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会共同代表・原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会共同代表)

映画上映 「東京原発」

前回に引き続き、原子力空母の問題について学ぶとともに、原子力空母の寄港の存否を問う住民投票を実施させる運動やその必要性について話を聞き、この問題の重大性について更に認識を深める会となりました。



第37回 (2011年12月16日)

DVD上映 「やんばるからのメッセージ」

講演 「沖縄全体から見た高江の米軍ヘリパッドと現地報告」

講師 ゆんたく高江の皆様

政府が強行しようとしている沖縄の米軍北部訓練場の一部返還に伴う東村高江区へのヘリコプター着陸帯(ヘリパッド)移設について、住民の安全や、自然破壊などの重大な問題点があること、それに反対する住民の運動などについて学ぶ機会となりました。